

令和2年（行ツ）第28号 衆議院議員選挙無効請求上告事件
上告人 鶴本 圭子 外（以下、「選挙人」又は「選挙人ら」という）
被上告人 東京都選挙管理委員会 外（以下、「国」ともいう）

上告理由の要旨

令和2年1月29日

最高裁判所 御中

上告人（原審原告）ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊
同 弁護士 久保利 英 明
同 弁護士 伊 藤 真

目次

上告理由の要旨：

- 理由1：平成29年大法院判決（参）の判示に照らしても、本件選挙は、
違憲状態である（予備的主張〈その2〉）：（本書1~2頁） 1
 - 理由2：憲法は、衆院選（小選挙区）の投票価値の平等の要求と参院選
（選挙区）のそれが同等であることを要求する。ところが、本件選
挙の投票価値の較差（最大）（3.00倍）は、衆院選の投票価値のそ
れ（1.98倍）に劣後する。
よって、本件選挙は、違憲である。（本書3~5頁）3
 - 理由3：平成24年大法院判決（参）及び平成26年大法院判決（参）
に照らしても、本件選挙は、違憲状態である（予備的主張〈その1〉）：
（本書5頁）5
 - 理由4：憲法56条2項、同1条、同前文第1項第1文冒頭は、人口比
例選挙を要求する（統治論）（主位的主張）：（本書6~9頁）5
- 最後に、9

上告理由の要旨：

原判決は、

- ① 本件選挙時の選挙区間の投票価値の較差（最大）が平成 28 年選挙時のそれより僅かながら縮小していること（3.08 倍から 3.00 倍へ縮小）および
- ② 更なる較差の是正に向けての立法府の決意もなお継続されていること

の 2 つの事情を総合考慮して、

「令和 1 年 7 月 21 日参院選（選挙区）（以下、本件選挙）についての定数配分規定（以下、本件定数配分規定）の下での投票価値の不均衡は、違憲状態とはいえない」

とする。

原判決は、下記の理由 1～3 により、

最大判平 24.10.17（以下、平成 24 年大法廷判決（参））；

最大判平 26.11.26（以下、平成 26 年大法廷判決（参））；

最大判平 29.9.27（以下、平成 29 年大法廷判決（参））に違反する。

更に、原判決は、下記の理由 4 に示すとおり、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 項第 1 文冒頭の解釈、適用を誤った違法がある。

- 1 理由 1：**平成 29 年大法廷判決（参）の判示に照らし^{●●}ても、本件選挙は、違憲状態である（予備的主張〈その 2〉）：（本書 1～2 頁）

(1) 平成 29 年大法廷判決（参）は、

- ①選挙当日の議員 1 人当りの各選挙区間の有権者数の格差（最大）が 3.08 倍に縮小したこと及び
- ②平成 27 年改正法附則 7 条の定める「更なる是正に向けての方向性と

立法府の決意」、
の2つの事情を総合的に考慮し、「本件選挙当時、平成27年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にあったとは言え（ない）」
と判示した。

- (2) ところが、平成30年改正法に基づく本件選挙では、
- ① 平成27年改正法による鳥取県・島根県の合区及び徳島県・高知県の合区の合計2合区は、そのまま維持され、かつ
 - ② 43都道府県において、都道府県が選挙区の単位として従来どおり維持され、更に
 - ③ 選挙当日の選挙区間の有権者数の最大較差は、平成28年参院選の3.08倍から本件選挙の3.00倍に僅かに縮小するに止まった。

- (3) つまり、本件選挙では、平成29年大法院判決（参）が『当該選挙の投票価値の不均衡は、違憲状態ではない』旨判示するために、総合的に考慮した、前提条件たる2つの事情（即ち、上記①の各選挙区間の選挙人数の格差が3.08倍迄縮小したこと及び上記②の平成27年改正法附則7条の示す「更なる是正に向けての方向性と立法府の決意」）の中の、1つの事情（即ち、上記②の「更なる是正に向けての方向性と立法府の決意」）が、欠けている。
- 従って、本件選挙は、平成29年大法院判決（参）の同判示の示す判断基準に照らし、違憲状態である。

2 理由2：憲法は、衆院選（小選挙区）の投票価値の平等の要求と参院選（選挙区）のそれが同等であることを要求する。ところが、本件選挙の投票価値の較差（最大）（3.00倍）は、衆院選の投票価値のそれ（1.98倍）に劣後する。

よって、本件選挙は、違憲である：（本書3～5頁）

(1) 憲法59条1項は、

「法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。」

と定める。

昭和22（1947）～平成17（2005）年及び同21（2009）～同24（2012）年の約61年間、政権与党は、衆議院で2/3以上の議席（憲法59条2項）を占めなかった。従って、当該61年間は、憲法59条1項により、法律案は、衆議院の可決と参議院の可決が、共に存在した場合にのみ、法律になっている。

即ち、当該約61年間、衆参両院は、それぞれ、**全く同等に**、**【相手方たる院（即ち、衆議院にとっては、参議院；また参議院にとっては、衆議院）が実質的に提案した法律案を法律にすることについての最終的決定権（即ち、拒否権）】**を有しているので、参院選の1票の投票価値の平等の要請が、衆院選のそれより「後退してよいと解すべき理由は**見だし難い**」、と解される。

従って、本件選挙当日の各選挙区間の議員1人当たり有権者数較差（最大）（3.00倍）は、衆院選のそれ（1.98倍）（平成30年大法廷判決（衆）参照）より後退しているので、本件選挙は、違憲である、と解される。

(2)ア 当該約61年間の国会の歴史の中で、**法律案の成立につき、衆議院議員の多数意見と参議院議員の多数意見が、最終的な決議の時点の直前まで対立**

し、その最終的な決議の直前に、衆議院が、参議院の修正案に全て同意して法律となった事例が、9のみ [①労働省設置法案 (昭和22年)、国家行政組織法案 (昭和23年)、③地方公務員法案 (昭和25年)、④行政機関職員定員法改正案 (昭和26年)、⑤ **1** 破壊活動防止法案 (昭和26年) ; **2** 大蔵省設置法改正案 (昭和26年) ; **3** 農林省設置法改正法案 (昭和26年)、⑥国民年金等改正法 (平成元年)、⑦PKO 協力法案 (平成4年)、⑧金融再生関連法案 (平成10年)、⑨郵政公社法関連法案 (平成14年)]、存在した (甲31)。

衆議院で多数を占める政権与党は、同9の各法律案 (但し、11個の法律案) が、国政にとって重要であるとみて、国政を担う政権与党として、憲法59条1項に従って、衆議院議員の多数意見が、最終的に参議院議員の多数意見の全修正要求を受け入れて、法律となった。

他方で、当該約61年間で、衆議院議員の多数意見と参議院議員の多数意見が、最終的な決議の時点まで対立した事例が、6 [①国家公務員法改正案 (昭和27年)、②政治的暴力行為防止法案 (昭和36年)、③産業投資特別会計法改正法案 (昭和37年)、④ **1** 独占禁止法改正法案 (昭和50年) ; **2** たばこ・酒税法案 (昭和50年)、⑤政治改革関連法案 (平成6年)、⑥郵政民営化関連法案 (平成17年)] 存在した。同6の各法律案 (但し、7個の法律案) は、いずれも廃案となった (甲31)。

イ 上記15 (=同9+同6) の事例が示すとおり (即ち、衆議院の多数意見と参議院の多数意見が、最終的決議の直前まで又は最終的決議まで、対立した事例が15あり、その15の事例の全てにおいて、参議院の多数意見が、衆議院のそれに優越して、法律の成立・不成立を決定した以上)、**参院選の1票の投票価値の平等の要請の強さと、衆院選のそれは、いずれも、適切に民意を国政に反映すべき点で、互いに同等である、と解される。**

従って、本件選挙当日の各選挙区間の議員1人当たり有権者数較差(最大)(3.00倍)は、衆院選のそれ(1.98倍)(平成30年大法廷判決(衆)参照)より後退

しているので、本件選挙は、違憲である、と解される。

3 理由3：平成24年大法廷判決（参）及び平成26年大法廷判決（参）に照らし
ても、本件選挙は、違憲状態である（予備的主張〈その1〉）：（本書5頁）

(1) 平成24年大法廷判決（参）（民集66巻10号3368頁）及び平成26年大法
廷判決（参）（民集68巻9号1374頁）は、いずれも、

**「さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は、衆
議院とともに、国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を
負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直
ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難
い。」**（強調 引用者）

と判示する。

従って、平成24年大法廷判決（参）及び平成26年大法廷判決（参）の同判
示に照らして、参院選の1票の投票価値の平等の要請が、衆院選のそれより「後
退してよいと解すべき理由は見いだし難い」と解される。

(2) **ところが、本件選挙当日の各選挙区間の議員1人当りの有権者数較差(最大)
(3.00倍)は、衆院選のそれ(1.98倍)より後退している**ので、違憲である。

4 理由4：憲法56条2項、同1条、同前文第1項第1文冒頭は、人口比例選挙を
要求する（統治論）（主位的主張）：（本書6～9頁）

(1) 過去の各選挙無効裁判で、各最高裁大法廷は、一貫して、各裁判の争点を**憲
法14条等に基づく人権論**の枠内で捉えて判断してきた。

しかしながら、この憲法 14 条等に基づく人権論は、「定数配分又は選挙区割り
りが前記のような諸事情を総合的に考慮した上で投票価値の較差において憲法
の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か」(平成 27 年大法廷判決 (衆
参照) という判断基準を用いるものであって、ハッキリ言って、決め手を欠く、**匙
加減論**である。

この憲法 14 条等に基づく人権論は、

**【選挙とは、「主権」を有する国民 (憲法 1 条) が、「主権」の行使として、
「両議院の議事」(憲法 56 条 2 項) を「正当に選挙された国会における代
表者を通じて」(憲法前文第 1 項第 1 文冒頭)、(即ち、間接的に、) 国民の多
数 (即ち、50%超) の意見で、可決・否決するために、国会議員を選出
する手続である】**

という、**選挙における国民の「主権」行使の本質論**を欠くという欠陥を含んで
いる。

(2) (本書 6～9 頁)

上告人らは、この**選挙における国民の「主権」行使の本質**を正面から捉えて、
**【憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 項第 1 文冒頭は、人口比例選挙を要求
する(統治論)**。従って、本件選挙は、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文
第 1 項第 1 文冒頭の人口比例選挙の要求に反し、違憲であり、憲法 98
条 1 項後段に従って「その効力を有しない】旨

主張する。

上記統治論につき、論点を下記の**論点 1～5**の 5 に分け、順を追って議論す
る。

論点 1 : 「主権」(憲法 1 条) とは、「国の政治のあり方を最終的に決定する権力」である。

論点 2 : 「両議院の議事」(憲法 56 条 2 項) を可決・否決することは、「主権」の内容たる、【「国の政治のあり方を最終的に決定する」こと】に含まれる。

論点 3 : 「国民」(憲法 1 条) が、「主権」を有する(憲法 1 条、前文第 1 項第 1 文)。

論点 4 : 従って、「主権」を有する国民が、「主権」の内容の一たる、「両議院の議事」を可決・否決する権力を有する。

論点 5 : 国民は、「主権」を有する者として、どのような手続で、この【「両議院の議事」の可決・否決を決するという「主権」】を行使するのかにつき、下記ア～イ(本書 7～9 頁)で、検討する。

ア 「両議院の議事」は、「多数決」、「少数決」のいずれでこれを決定するかを論ずれば、「少数決」ではなく、「**多数決**」(即ち、【**50%超の賛成投票又は反対投票による可決又は否決**】)でこれを決定する(憲法 56 条 2 項)。

即ち、**多数決**(即ち、**50%超**の賛成投票又は反対投票で議事を可決又は否決するルール)が、統治論の**肝**である。

国民は、「両議院の議事」につき、「**正当に選挙された**国会における代表者を通じて」(憲法前文第 1 項第 1 文冒頭)、「**出席議員の過半数(50%超**引用者 注)でこれを決」(憲法 56 条 2 項)すという方法(即ち、**多数決**) (換言すれば、**間接的な多数決の決議方法**)で、「主権」を行使する。

ここで、憲法前文第 1 項第 1 文冒頭(「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて**行動**し、」(強調 引用者))の中の「**行動**」(強調

引用者)とは、【国民が、「**両議院の議事**」の決定につき、「**正当に選挙された国会における代表者を通じて**」、「**主権**」(即ち、「**国の政治のあり方を最終的に決定する権力**」)を行使すること】を含む、と解される。

イ 一方で、非「人口比例選挙」(即ち、一票の価値の較差のある選挙)では、【全人口の50%が、衆参両院の各院の全議員の50%を選出すること】が保障されない。

非「人口比例選挙」の場合は、(国民の半数未満(50%未満)から選出されたに過ぎない)「**国会議員の過半数(50%超)**」の賛成又は反対の投票が、(国民の過半数(50%超)から選出された)「**国会議員の半数未満**」の投票に**優越して**、「主権」の内容の一たる、各議院の議事の可決・否決を決定し得る。

即ち、非「人口比例選挙」の場合は、【「主権」を有する国民】ではなく、【「主権」を有する国民の代表者に過ぎない国会議員】が、「**主権**」(即ち、**国政のあり方を最終的に決定する権力**)を有していることになり得る。

この非「人口比例選挙」の、国民の少数(50%未満)から選出された、**【国会議員の多数(50%超)】**の投票が、「主権」を有している**【国民の多数(50%超)】**から選出された**【国会議員の少数(50%未満)】**の投票に優越して、国政を決定し得るといふ、**【国民ではなくて、国会議員が「主権」を有するかの如き、倒錯した選挙結果】**は、**憲法1条**(「**主権の存する日本国民**」)に**違反する**。

更に言えば、非「人口比例選挙」は、**憲法前文第1項第1文冒頭の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」**の中の「**正当(な)選挙**」に該当しない。

他方で、人口比例選挙（即ち、一人一票選挙）では、【全人口の 50% が衆参両院の各院の全議員の 50%を選出すること】が保障される。

「人口比例選挙」の場合は、同 56 条 2 項に基づき、国民の多数は、人口比例選挙で選出された国会議員を通じて、国会議員の多数決で、「両議院の議事」を決定するという方法で、「主権」を行使する。

これは、同 1 条（「主権の存する日本国民」）に適う。

これに加えて言えば、人口比例選挙は、憲法前文第 1 項第 1 文冒頭の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」の中の「正当（な）選挙」に該当する。

最後に、

原審原告らを代理する弁護士グループは、2009～2019 年の 10 年間に提訴した全 106 個の選挙無効請求訴訟で、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 項第 1 文冒頭は、人口比例選挙を要求するという統治論を一貫して主張し（升永英俊執筆「上告理由書」升永英俊、久保利英明、伊藤真、田上純『“清き 0.6 票” は許せない！』（現代人文社 2010 年）38～116 頁；升永英俊『一人一票訴訟上告理由書』（日本評論社 2015 年）19～102 頁）、7 個の最高裁大法廷判決（但し、平成 23 年、24 年、25 年、26 年、27 年、29 年、30 年の 7 最高裁大法廷判決）を得た。

しかしながら、当該 7 個の最高裁大法廷判決は、いずれも、原審原告を代理する弁護士グループの統治論を不採用としたにも拘わらず、統治論不採用の理由を各判決文の中に記述していない。当該 7 個の最高裁大法廷判決は、この点で、民法 253 条 1 項 3 号、行政事件訴訟法 7 条、憲法 76 条 3 項（「すべて裁判官は、……この憲法及び法律にのみ拘束される。」）、憲法 99 条（「…裁判官…は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」）に違反する、と解される。

共同通信社（令和 2 年 1 月 16 日配信）は、

「司法試験に合格し、新たに裁判官として採用された判事補75人の辞令交付式が16日、最高裁で開かれ、大谷直人長官が「判決に対する非難や批判から逃げず、受け止める覚悟を持ってほしい」と訓示した。

大谷長官は一人一人に辞令を手渡した後にあいさつした。当事者双方の主張が真っ向から対立する事件では「どのような判決を書いても『不当だ』との非難は免れない」とした上で「なぜ敗訴した側の主張が採用できないか、判決の中できちんと整理して示すことが必要だ」と説いた。」

(強調 引用者)

と報じる。

令和2年1月16日の大谷直人最高裁長官の新任判事補らに対する上記の訓示の趣旨に基づき、本上告審の判決文が、もし仮に統治論を採用しない場合には、その統治論不採用の理由をその判決文中に記述するよう、強く要求する。

以上